

令和5年度 事業計画

令和5年に入っても、ウクライナ情勢や北朝鮮問題は相変わらず続いており、コロナ感染症は第5類に分類されました。その中であって、退任された日銀総裁は「金融緩和は成功だった」と大よそ庶民の意識とはかけ離れていて、納得のいくものではありませんでした。

物価対策を早急にしてもらいたいのは勿論のこと、利息の付かない金融にあって、物価高騰のあおりを受け先行きの見えない経済状況の中、政府は5%以上の賃上げを要請していますが、物価が上がるばかりで実質賃金は低くなり、中小企業によっては原材料の高騰等により厳しい状況が続いています。しかしながら、人手不足が続く昨今の雇用状況を考えれば必然的に賃上げを考慮しないといけない状況にあるとも思われます。

また、令和6年には、北陸新幹線が敦賀まで開業の予定ですが、関西までは計画すら立ってなく、どれだけ集客があるのかも疑問に思うところです。

福井県産業資源循環協会は、従来から基本方針に「～胸を張ってものが言える協会となるために～」を掲げて、1 会員の資質向上、2 住民の理解促進と地域のかかわり強化、3 協会を理解し応援していただく人材とのつながり強化、4 その他協会に加入することへのメリットが実感できる事業の展開を4本柱に事業の充実を図ることにしておりますが、今年も会員企業のレベルアップを図ることを目的に、従業員研修事業や労働安全衛生対策に重点を置くとともに排出事業者も巻き込んで産業廃棄物処理業の必要性を社会に訴えていくことにしております。

今後とも、この協会の存在意義が多くの人から理解されるよう会員の皆様とともに歩んでいきたいと考えておりますので一層のご協力をお願いいたします。

(公益的事業)

1 産業廃棄物適正処理普及・推進事業

- ・ 不法投棄の未然防止と不法投棄廃棄物の早期発見を目的に、各健康福祉センターが主催する「不法投棄防止連絡協議会」と協働してパトロールを行うなど、広く一般に不法投棄防止意識を周知します。また、不法処理された廃棄物をそのままにしておくと、生活環境上の支障も想定されることから健康福祉センター等の要請に基づいて、撤去作業への協力も行います。
- ・ 廃棄物は不適切に扱くと生活環境上支障を生ずることがあることから、人から産業廃棄物の処理の委託を受ける場合にあっては法に基づき専門的知識及び技能を有する者が許可を受けて行わなければならないとされており、その許可を受けるために必須条件となっている許可講習会を行います。
- ・ 日頃の業務を通じて感ずる疑問・質問や提案を行う「行政との懇談会」や業界の要望や問題点の共有を図るため「顧問議員との懇話会」を開催します。
- ・ 廃棄物処理法はその解釈が非常に難解であり、改正もたびたび行われるため、その改正を知らずに違反を犯す恐れもあることから、これらをいち早く周知するための講習会や啓発用印刷物の提供を行うほか、新入社員等経験年数が浅い従業員に対し、廃棄物処理法や具体的手続き等に関する基礎的知識を習得させることを目的とした「新人実務者向け講習会」を開催いたします。
- ・ 廃棄物処理業は建設業と並び労働災害が多いと指摘されていることから、現場における労働災害を減らすための研修会等を開催します。
- ・ 廃棄物の処理に関する新しい技術や法改正の動き、各種判例や取り扱いなどを周知することを目的に、機関紙「さんぱい福井」を年4回程度発行しておりますが、これも継続発行いたします。
- ・ 事業者が廃棄物処理を他人に委託する場合は委託契約を交わすとともに、廃棄物に管理票（マニフェスト）を付けて出すことが義務付けられています。そこで、法的要件を満たした標準委託契約書や番号を付して全国を一元的に管理できるマニフェストを頒布して、廃棄物の適正処理に関する制度の普及を図ります。また、併せて国が進めている電子マニフェストや優良認定事業者制度に関する講習会等も希望に応じて開催いたします。

(共益的事業その他)

2 会員の資質向上業・その他事業

- ・ 会員の新技術習得や会員同士の親睦を図るため、県内外の先進事例地を見学する「会員研修旅行」等を行うほか、新たに、従業員が廃棄物に関する区分や委託契約、マニフェスト等の日々の業務に関わる中で疑問を抱えている従業員のために、産業廃棄物処理業に従事する会員従業員の資質向上に努めます。
- ・ 廃棄物処理業はどちらかといえば周囲から敬遠されがちな事業であります。この原因の一つに我々の事業が十分に理解されていないことが挙げられます。そこで、協会のイメージアップ事業や地域との融和を図り、施設の地域開放や地域事業への参加など、処理業界のイメージアップを図ろうとする会員に対し、それに要した経費の一部を助成したいと考えております。
- ・ 協会の活動に賛同して応援していただける人材（弁護士、会計士、行政書士等の有識者）を必要に応じて顧問や相談役あるいはサポーターなどとして就任していただき、この方たちとの連携・交流を深めます。
- ・ そのほか、保健所単位に設置している各ブロック会員がブロック内で独自の活動を行う場合に要する費用に助成を行うほか、これからの産業廃棄物業界を担う青年部が行う活動にも経費の一部を助成します。
- ・ 会員を始め一般県民等が産業廃棄物についての理解を深めていただくことを目的に協会のホームページを充実します。併せて、協会ホームページの中に会員専用ページ（専用 ID や PW が必要です）を設け、特に重要だと思われる事項やお得情報などを希望する会員に提供いたします。
- ・ これまで同様、全国産業資源循環連合会や信越北陸地域協議会など廃棄物関連団体に加え、近畿地方整備局、環境省中部環境事務所などとも連携を深め大規模災害時における廃棄物処理に関する応援体制等の検討も行います。

令和5年度中における会議、その他事業の計画

○通常総会

年に1回の通常総会を開催します。なお、必要に応じて臨時総会も開催します。

○理事会・三役会

協会の運営のための理事会を概ね2か月に1回程度開催し、収支の状況を始め本総会で承認された事業計画ならびに各委員会等で策定した事業計画についての内容を審議します。

三役会については特に審議が必要な事項について、随時開催します。

○各委員会および部会

委員会については付託された事項について、また、部会については委員会の議題になっていない専門的な議題について概ね年間3～6回の頻度で開催します。

○その他

許可更新を迎える会員に対し、1年前および半年前に、許可期間が満了する旨の通知や、許可を受けるために必要な講習会の案内をいたします。

また、会員等からの質問に対して随時対応するほか、会員が知っているかと思われ情報については都度、文書等を発送するほか、ホームページの会員専用ページに記載します。

優良会員および会員企業に従事する優良従業員に対する協会長表彰や（公社）全国産業資源循環連合会表彰への内申等を行い、会員および従業員の意欲向上に努めます。